令和８年１０月２６日
こども未来部子育て政策課

下関市次世代育成支援拠点施設に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市次世代育成支援拠点施設に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により下関市議会の議決を得る必要があり、下関市議会令和８年第４回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

１　選定の概要

（１)施設の概要

①　名　　称　　下関市次世代育成支援拠点施設
②　所 在 地　　下関市竹崎町四丁目３番３号
③　施設内容　　プレイランド、こども一時預かり室、交流スペース、
　　クリエイティブランド、多目的室、相談室、授乳室、屋上広場

（２)指定期間

令和９年４月１日～令和１４年３月３１日

（３)指定管理候補者の概要

ア）名　　称　　下関こども未来創造ネット
イ）所 在 地　　下関市永田郷１５８－１
ウ）共同事業体の構成団体(２者)
（ア）名　　称　　社会福祉法人　下関市社会福祉事業団(代表)
　　所 在 地　　下関市永田郷１５８－１
　　主な業務内容　福祉施設の管理運営業務
（イ）名　　称　　特定非営利活動法人　下関子ども・子育ちネット
　　所 在 地　　下関市長府古城町６番１２号
　　主な業務内容　地域子育て支援拠点施設の運営

２　選定までの経緯

令和８年　９月　１日　公募により応募団体を募集・受付開始
令和８年　９月１０日　説明会の実施
令和８年　９月３０日　募集・受付の終了
令和８年１０月１９日　下関市指定管理候補者選定委員会(下関市次世代育成支援拠点

施設)から下関市長が意見書を受理
令和８年１０月２６日　下関市長が指定管理候補者を選定

3　応募資格

次の(１)及び(２)のいずれの要件も満たす法人その他の団体(以下「団体」という。)。個人での応募は不可。

（１）下関市内に事業所、営業所等（以下「事業所等」という。）を有する団体又は基本協定締結時までに事業所等を設置している団体であること。

（２）次のいずれの要件にも該当する団体であること。

①　法人税、法人市・県民税県税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。

②　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による更生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中でないこと。

③　指定管理者の責に帰すべき事由により、過去２年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。

④　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定により、市における入札参加を制限されていないこと。

⑤　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

⑥　過去２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は、是正勧告を受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。

⑦　保育士及び防火管理者を配置することができること。

⑧　共同事業体の場合にあっては、構成する全ての団体が①から⑥までに掲げる資格を満たしているとともに、次に掲げる条件を満たすこと。

ア　応募時に、構成する全ての団体による「共同企業体協定書」を提出すること。

イ　指定管理候補者に選定されたときは、市と指定管理施設の管理運営に関する協定を締結する時までに、代表団体及び全ての構成団体の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを市に提出すること。

⑨　説明会に参加していること。

4　応募状況

説明会参加団体数　３団体

申込書提出団体数　１団体（下関こども未来創造ネット）

5　選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会(下関市次世代育成支援拠点施設)が開催され、ここにおいて、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、応募団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、下関こども未来創造ネットを指定管理候補者として選定しました。

6　下関市指定管理候補者選定委員会（下関市次世代育成支援拠点施設）５人

【学識経験者】

宇原　泰司（下関商工会議所　事務局長）委員長

井手　裕子（東亜大学　人間科学部　准教授）

【経営・財務に関する有識者】

井上　静夫（中小企業診断士）

【利用に関する有識者】

中西　芳美（下関市地域活動（母親クラブ）連絡協議会 会長）

【管理運営に関する有識者】

永岡　裕治（下関市こども未来部次長）

※委員長は、委員の互選により決定

7　選定基準

別紙１「指定管理候補者選定基準」のとおり。

採点方式は、各委員１００点満点とし、合計得点を委員の人数で割り戻した平均点が最低制限基準（６０点）以上の場合に選定することができる。

8　指定管理候補者選定委員会の審査結果

（1）審査結果

A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	合計点	平均点
７８	１００	１００	９４	８０	４５２	９０．４

（2）指定管理候補者選定委員会での主な意見

・異なる用途で交流スペースを利用する際の配置の工夫について

・学生ボランティアの保険について

・JR 下関駅前のにぎわいの創出について

・第４期指定管理期間において新たに企画、拡充する事業について

・一時預かりの利用について

・収支計画書積算について
・利用者数の目標値の積算根拠について
・利用者向けの駐車券の配布について
・ふくふくこども館が発信している情報にアクセスしにくい層への広報について
・カスタマーハラスメント対策について

（３）議事録(要点)

別紙２「下関市次世代育成支援拠点施設指定管理候補者選定委員会議事録」のとおり

9 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、下関こども未来創造ネットを指定管理候補者に選定しました。

（１）選定された団体の主な提案内容

別紙３「提案概要」のとおり

（２）選定の主な理由

① 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第４条第１項各号に掲げる選定の基準を満たしているため。

② 下関市指定管理候補者選定委員会(下関市次世代育成支援拠点施設）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの報告があったため。

１０ 提案額

５年間の平均額　　６６,１５２,０００円

５年間の合計額　　３３０,７６０,０００円